

久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 久喜市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第10条）

第3章 久喜市いじめ問題調査委員会（第11条—第18条）

第4章 久喜市いじめ問題再調査委員会（第19条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本市におけるいじめの防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が設置する久喜市いじめ問題対策連絡協議会、久喜市いじめ問題調査委員会及び久喜市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 久喜市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、久喜市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1） 久喜市校長会を代表する者

- (2) 中央児童相談所を代表する者
 - (3) さいたま地方法務局久喜支局を代表する者
 - (4) 久喜警察署を代表する者
 - (5) 幸手警察署を代表する者
 - (6) 久喜市PTA連合会を代表する者
 - (7) 久喜市保護司会を代表する者
 - (8) 久喜市教育委員会教育長
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の連絡協議会の会議は、教育長が招集する。

- 2 連絡協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 連絡協議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退

いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 久喜市いじめ問題調査委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項の規定に基づき、久喜市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 調査委員会は、法第28条第1項各号に掲げる重大事態が発生したときは、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 当該重大事態に係る事実関係に関すること。
- (2) 教育委員会が執るべき措置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第13条 調査委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 法律関係者
- (3) 臨床心理士
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第14条 委員の任期は、委嘱した日から第12条に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第15条 調査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の調査委員会の会議については、教育長が招集する。

2 調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第16条 調査委員会の庶務は、教育委員会指導課において処理する。

(委任)

第17条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(準用)

第18条 第6条及び第8条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項中「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、同条第1項から第3項までの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

第4章 久喜市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、久喜市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第20条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(組織)

第21条 再調査委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、同一事案において調査委員会の委員と兼ねることができない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 法律関係者

(3) 臨床心理士

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第22条 委員の任期は、委嘱した日から第20条に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第23条 再調査委員会の庶務は、市民部生活安全課において処理する。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(準用)

第25条 第6条、第8条及び第15条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項中「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、同条第1項から第3項までの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項及び第3項中「副会長」とあるのは「副委員長」と、第15条第1項から第4項までの規定中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、同条第1項中「教育長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。